



福岡医発第768号(地)

平成22年 7月 2日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

朝倉市「乳幼児医療証」の変更周知について

今般、朝倉市が実施している乳幼児医療制度について、平成22年8月1日より自己負担相当額が無料化（小学校就学前までの一部負担金が無くなります。）になる旨、別添のとおり朝倉市より通知が参りましたのでご連絡いたします。

現在、朝倉市においては、「乳幼児医療証（藤色）」の一部自己負担金欄の変更に伴い、対象者に対し証の差し替えがなされております。

つきましては、貴会におかれましても本件にご丁知いただくとともに、貴会会員への周知方についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎

会長 蒲池 壽



22朝保年第719号

平成22年6月30日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

朝倉市長 森 田 俊 介



乳幼児医療証の変更周知について（依頼）

日頃より医療費公費負担制度の推進につきましてご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、朝倉市におきましては平成22年8月1日より、現在実施しております乳幼児医療制度の自己負担相当額につきまして、無料化することとなりました。

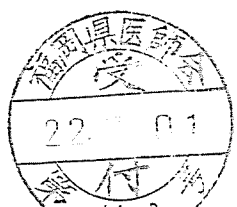
つきましては、現在朝倉市が交付しています「乳幼児医療証（藤色）」の一部自己負担金の欄が変更になりますので、対象者に対し証の差し替えをいたしております。

朝倉市の医療機関におきましては、朝倉医師会等を通じて8月1日以降の新しい医療証の確認をお願いしていただく旨をお伝えしておりますので、ご多忙中恐れ入りますが、その他医療機関につきまして周知連絡の程、よろしくお願いいたします。

朝倉市役所保険年金課

TEL : 0946-22-1111（内線 139）

FAX ; 0946-22-1129



平成22年8月1日より、 乳幼児医療証が変わります。

(※医療証の色は変わりません。一部自己負担金の欄をご確認ください。)

- ◆ 平成22年8月1日より、朝倉市の乳幼児医療の一部自己負担金が廃止されます。
(小学校就学前までの一部自己負担金がなくなります。)

受診される時は、必ず健康保険証と医療証を病院の窓口に提示してください。

(ただし、入院時の食事療養費標準負担額や入院室料の差額等は、今まで通り自己負担となります。)

- ◆ 受給者の住所や加入される医療保険に変更があるときは、必ず届けてください。

平成22年8月 朝倉市

*詳しくは、朝倉市役所保険年金課または朝倉・杷木支所市民福祉係までお尋ねください。